

労働災害が増加しています

死亡災害は前年同期の2倍！

休業4日以上^の災害件数は過去10年間で最多ペース！

令和2年7月末時点における岡山県内の労働災害（休業4日以上）は1064件発生しており、前年同期比で3%の増加、過去10年間で最多の件数となっています。特に岡山監督署管内（岡山市・玉野市・瀬戸内市・吉備中央町の一部）、倉敷監督署管内（倉敷市・総社市・早島町）、笠岡監督署管内（笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町）における労働災害の増加が著しく顕著で、7月中にそれぞれの監督署から“労働災害増加注意報”が発令されています。

また、前年同期と比べ2倍となる10人の尊い命が労働災害によって失われています。本年は新型コロナウイルス感染症の影響で通常とは大きく異なった事業運営を余儀なくされている事業場も多いかと思いますが、いかなる状況下であれ、勤務時間中に労働者が命を落とすということは絶対にあってはならないことです。こういう苦境の時であるからこそ、労使が一体となり、職場における労働災害防止の推進及び強化を図るとともに、一人ひとりが「安全第一」の精神を強く持ってくださいようお願い申し上げます。



Point1 【労働災害が特に増加している業種があります！】

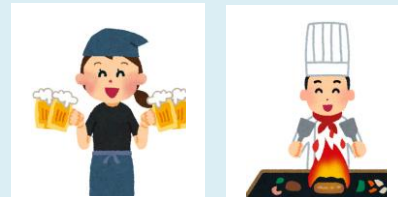
👉 製造業（前年比 10.8%増）



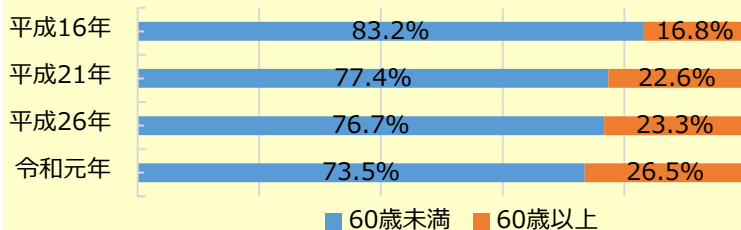
👉 保健衛生業（前年比 26.0%増）



👉 飲食業（前年比 25.0%増）



Point2 【高年齢労働者の被災の増加が懸念されます！】



高年齢労働者が仕事中にケガをする割合が年々高まっています。今後も増加が懸念されることから、高年齢労働者が安全で安心して働きやすい職場環境を整えることが急務です。



Point3 【死亡災害は絶対に発生させてはいけません！】

建設業における「墜落・転落」で3名が亡くなっています。以下の対策を徹底しましょう。

- ・足場には、手すり、中さん、幅木を設けること。
- ・屋根上や倉庫の中2階など高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設けること。



- ・はしご、踏み台、脚立は安定した場所で、正しい使用方法で使うこと。（高所作業では墜落制止器具の使用）
- ・階段には、滑り止めを設けること。

「はさまれ・巻き込まれ」で4名が亡くなっています。以下の対策を徹底しましょう。

- ・機械設備の危険な部分にはガード（安全囲い）、安全装置等を設けること。（本質安全化）
- ・機械を点検、修理調整（トラブル処理等）する場合には、必ず運転を停止してから行わせること。（起動装置に札掛け等）
- ・機械の運転を開始するときは、定められた合図をもとに行わせること。



晴れの国・岡山ノ労働災害防止17箇条チェックリスト



第1条	経営トップ（社長・所長・工場長等）が安全への所信表明を通じた関係者への意思の統一及び安全意識の高揚を行っているか	<input type="checkbox"/>
第2条	危険箇所等を把握し、誰でもすぐ理解できる掲示（見える化）を行っているか	<input type="checkbox"/>
第3条	床や通路に段差や凹凸はないか 水や油が飛び散っていないか 作業に適した靴を履いているか	<input type="checkbox"/>
第4条	整理・整頓・清掃・清潔（4S）が徹底されているか	<input type="checkbox"/>
第5条	新たに雇入れた労働者、派遣労働者、外国人労働者に対して充実した安全衛生教育を実施しているか	<input type="checkbox"/>
第6条	作業に必要な資格（免許・技能講習・特別教育）を取得しているか 資格が必要な作業に無資格者を就労させていないか	<input type="checkbox"/>
第7条	作業手順を定め、作業手順書を作成しているか 作業手順書をきちんと守って作業を行っているか	<input type="checkbox"/>
第8条	高年齢労働者の体力等を考慮した職場改善を推進しているか	<input type="checkbox"/>
第9条	ヘルメット及び保護メガネ、粉じんマスク（電動ファン付呼吸用保護具）等、作業に必要な保護具を備え、作業者に着用させているか	<input type="checkbox"/>
第10条	新型コロナウイルス感染症防止対策をチェックリスト※で確認しているか <small>※職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（厚生労働省HP）</small>	<input type="checkbox"/>
第11条	足場には手すり、中さん、幅木等があるか フルハーネス（墜落制止用器具）を正しく使用しているか 脚立の使用方法は正しいか（建設業）	<input type="checkbox"/>
第12条	機械等ではさまれるおそれのある箇所にカバー、覆いはあるか（特に製造業） 機械等の清掃、点検、整備の時は電源を遮断し、運転を停止させているか	<input type="checkbox"/>
第13条	機械設備、化学物質に対してリスクアセスメントを行っているか（特に製造業）	<input type="checkbox"/>
第14条	機械設備の点検を行っているか 点検で不備が認められた場合、すぐに修理しているか（特に製造業）	<input type="checkbox"/>
第15条	トラックの荷台等からの墜落防止を徹底しているか（道路貨物運送業） 荷主は運送ドライバーの安全を配慮しているか（安全作業連絡書の使用）	<input type="checkbox"/>
第16条	運転業務を行う労働者の適正な労働時間等管理・走行管理を行っているか 疲労、飲酒の有無を乗務開始前に点呼によって確認しているか（道路貨物運送業）	<input type="checkbox"/>
第17条	介助作業時に使用する福祉用具や補助機器を導入しているか 腰部に過度の負担のかかる作業では複数人で作業しているか（介護）	<input type="checkbox"/>

岡山労働局及び各労働基準監督署が開催する講習会のご案内

【高齢労働者の安全と健康確保に関する研修会】（津山会場）R2.11.18 津山リージョンセンターベントホール

【溶接ヒューム等に係る新たな規則に関する説明会】（倉敷会場）R2.12.1 倉敷健康福祉プラザ、（岡山会場）R2.12.10 おかやま西川原プラザ

【石綿ばく露防止に係る新たな規則に関する説明会】（岡山会場）R3.1.20 おかやま西川原プラザ、（津山会場）R3.1.22 津山リージョンセンターベントホール、（倉敷会場）R3.2.2 倉敷健康福祉プラザ

～それぞれの講習会の詳細は岡山労働局 HP をご確認ください～



岡山労働局

〒700-8611 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎
労働基準部健康安全課 電話 (086) 225-2013 FAX (086) 231-6471